

白馬村水道料金の改定に関するパブリックコメント募集の結果

- 1 意見募集期間：令和6年7月3日（水）～令和6年8月2日（金）
- 2 意見の提出者数及び件数 （1）意見の提出者数3人 （2）意見の提出件数3件
- 3 提出された意見の内容と村の回答

NO	意見等の内容	村の回答
1	<p>白馬村の上水道設備は、村の住民規模よりもかなり大きいとお聞きしています。受け入れる観光客の数が多いために大規模化していることは理解できますが、昨今、インバンド需要の盛り上がりで、村内も大型であり高級な開発物件が増え、外資系の会社や国内の開発業者が多いとお聞きします。</p> <p>外資系の会社や国内の開発業者から、村内に還元される税金はどれくらいあるのでしょうか？</p> <p>もともと居住している村民が、外資系や国内などの「白馬村に税金を還元しない」会社のために、水道料金の値上げを受け入れ生活していくことになるのではないのでしょうか？</p>	<p>① 白馬村の水道施設の規模については、白馬村の主要産業である観光業による水需要に対応するため、村の住民規模よりも大きい規模の施設となっています。今後、施設を更新する際には、水需要や緊急時の水源融通を考慮した上で、施設縮小も含めた施設規模の適正化により更新を行います。また、新規開発等に関しては、水道施設の規模を現状より拡張することで、白馬村に暮らす人々の水道料金に影響を及ぼさないよう配慮すべきと考えております。</p> <p>なお、水道事業は料金収入を財源に経営する独立採算制で運営していますので、基本的に水道事業に対する税金の還元はないということをご理解ください。</p> <p>② 水道料金の料金体系は、用途別と口径別の2種類に分けられ、今回の改定では用途別から口径別への見直しを行っています。居住している村民、村民営業の</p>

必要だから更新する、その費用は受益者負担で一律に水道料金から回収するという考え方から、居住している村民、村民営業の施設、村外法人等の施設、という区分けでの水道料金見直し、施設更新費用の見直しが必要な時期では無いかと思えます。このままでは、生活をしている村民がただただ負担をしなければいけない村になってしまうのではないのか、住めない村になってしまうのではないかと思えます。

施設、村外法人等の施設、という区分けで水道料金を設定することは、用途別料金体系になりますが、住居とテナントが混在する物件などの用途が明確に区別できない、不動産売買による利用形態の変化に対応しきれないという問題が生じています。加えて、特定の者に対して不当に差別的取扱いをしないとする水道法第14条4に馴染まないという点や、用途ごとに格差を持たせるにあたり、その金額については何らかの合理的理由が求められるという判例から、用途別の継続は困難と判断し、口径別を採用したい考えです。

口径別は、使用する口径の大きさに基づいて料金設定を行うため、給水能力に応じた費用負担と明確な料金設定の面で公平性が図られます。口径が大きくなるほど基本料金は高くなりますので、一般家庭に比べて口径が大きい営業施設や大型施設に、給水能力に応じた負担をしていただくことが可能になります。

また、本村は冬季と冬季以外の季節の使用水量の差が大きいという特徴がありますが、使用水量の増加に伴い従量料金が高額となる「逡増度」を設定することで、季節的に多量に水を使用する大口使用者の方に傾斜的な負担をしていただくことが可能であると考えます。

2	<p>パブリックコメントを提出するにあたり、「白馬村水道料金の改定に関するパブリックコメントの実施について」のお知らせ（チラシ）が、区民に配布されたのが令和6年8月1日午前中である。</p> <p>しかし、意見受付期間が令和6年7月3日～令和6年8月2日とされており、意見を検討する期間が全くなく、行政区の実情を全く考慮されていない横暴なやり方と言わざるを得ない。意見の受付期間を1か月確保しているのであれば、8月3日から9月2日にされるべきである。形式ありきの方法は、重要な問題と認識します。</p>	<p>パブリックコメントの周知については、行政ホームページ・白馬村公式 Facebook・ユーテレ白馬番組放送・白馬村公式 LINE・チラシ・大糸タイムスにて、7月3日より順次実施しています。チラシ形式の「パブリックコメントに関するお知らせ」を村から各地区にお届けしたのは7月16日になりますが、この度、意見を検討する期間がなかったということで、行政区の配布事情を把握しておらず大変申し訳ありませんでした。</p> <p>パブリックコメントとしての意見の受付期間は8月2日までとさせていただきますが、料金改定に対する意見は個別に上下水道課までお寄せください。</p>
3	<p>今までは5^mまでの使用料込みの基本料金だったのに対して、それを廃止にした上で、さらに基本料金が上がるのが、かなり苦しいです。</p> <p>人口減少を問題視していますが、新しい建物は以前に比べて、明らかに増加しています。全ての新建築物に水道は引かれるはずなので、人口減少と捉えるよりも収入源になるとは考えられないでしょうか。</p>	<p>今回の料金改定は、令和6年度から令和10年度までの5年間を料金算定期間とし、この期間の水需要を推計した上で、料金収入の算定をしています。ご指摘のとおり新築物件は増えており、大型ホテル等の開発の動きもあることから、昨年12月の時点で開発時期が決定している大型ホテル等の増収分については、今回の料金収入に反映しています。今後は5年を目安に、定期的に水道料金の妥当性を検証していくこととなりますので、今ある新築物件に対応した増収分や今後の開発に応じた増収分は、次回の検証の際に反映していくこととなります。</p> <p>基本水量5^mにつきましては、基本水量5^mを維持した場合に、5^m分の従量</p>

		<p>(使用) 料金を予め基本料金に上乗せすることになり、基本料金がより高くなります。基本料金の値上げ幅を抑え、使用水量に応じた負担をしていただく料金設定の方が良いという結論から、基本水量制は廃止するという判断に至っていますが、一般家庭等の値上げには極力配慮するものとし、口径 13 mm から 25 mm までの 5 m³ までの従量 (使用) 料金単価を最低価格の 65 円にしています。</p> <p>いずれにしても、今回の料金改定の値上げは、皆様に負担をおかけすることから大変恐縮ではありますが、施設を維持更新していくためには、どうしても必要な料金改定ということで、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
--	--	--